

## 登録研修機関業務規程

事業所名	社会福祉法人寿宝会研修センター	事業者番号	2310062
所在地	〒 443-0007 愛知県蒲郡市神ノ郷町下向山 35 番地		
連絡先・ 相談窓口	部署名	本部	職氏名 事務長 瀧澤朋美
	電話番号	0533-75-2800	FAX 番号 0533-75-2622
	E-mail	Juhokai-honbu@lily.ocn.ne.jp	

## 1 研修について

研修事業名	喀痰吸引等研修事業（第2号研修）		
研修の目的	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）により、登録喀痰吸引等登録研修機関として、喀痰吸引等研修を実施することにより、要介護高齢者及び障害者に対し、喀痰吸引等業務を提供できる介護職員等を養成する。		
実施期間	令和 8年 8月 1日 ～ 令和 9年 3月 31日		
実施場所	①講義	特別養護老人ホーム楓の杜、オンライン等	
	②演習	特別養護老人ホーム楓の杜	
	③実地研修	特別養護老人ホーム一晃 特別養護老人ホーム喜寿苑 特別養護老人ホーム喜寿苑清須 ※ 受講生の勤務先等にて研修が可能な場合はこれを認めるものとする。	
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業所で勤務する介護職員等であって、医療的ケアを必要とされる方の支援をしている者</li> <li>・概ね5年以上の介護現場における実務経験を有する者又は介護福祉士資格保有者</li> </ul>		
受講定員	5 名		

## 2 研修のカリキュラムについて

### (1) 研修課程

	第1号研修	喀痰吸引及び経管栄養のすべて（不特定多数の者対象）
○	第2号研修	口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・ <del>胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</del> 経鼻経管栄養（不特定多数の者対象）
	第3号研修	各喀痰吸引等行為の個別研修（特定の者対象）

※実施する課程及び第2号研修の現地研修科目に○を記載してください。

### (2) カリキュラム表（参考様式1-1～1-3）

### (3) 研修講師一覧表（参考様式3）

## 3 受講申込みについて

受講料 (税込み)	①講義	100,000 円 ・免除の有無にかかわらず一律（テキスト代含む）
	②演習	20,000 円 ・免除の有無にかかわらず一律
	③保険料	上記金額に含む
	③現地研修	【本学にて実施】 20,000 円 【受講生の勤務先等にて実施】 5,000 円（事務管理費）  ※ 現地研修にかかわる経費（交通費・食費等）は受講生負担とする。
受講科目の一部免除	免除の有無	有 ・ 無
	免除科目及び対象者	当該登録研修機関で実施する研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴、その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該登録研修機関で実施する研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とする。 ・介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（現地研修を除く）の科目を履修した者 →（免除科目）基本研修 ・「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者 →（免除科目）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」 現地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」 ・平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業）」を修了した者 →（免除科目）基本研修（講義）、基本研修（演習） 現地研修（上記研修において修了した行為に限

		<p>る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研究事業」の実施について」(平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知)に基づく研修を修了した者 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ (免除科目) 基本研修 (講義) (筆記試験に合格した者に限る)</li> <li>基本研修 (演習)</li> <li>実地研修 (上記研修において修了した行為に限る)</li> </ul> </li> <li>・「平成 24 年度以降に登録研修機関 (第 1、2 号) において、たんの吸引等研修を受講され、修了証 (或いは一部履修証明書) を持つ者 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ (免除科目) 2 号研修修了者 基本研修 (講義)、基本研修 (演習)、実地研修 (上記研修において修了した行為に限る)</li> <li>一部履修証明書保持者 履修した科目</li> </ul> </li> </ul>
	申込方法	研修の一部免除の場合は、それを証するものの写しを申込書に添えて提出すること
支払方法	研修受講決定通知後、受講開始前までに指定口座へ振込とし、手数料は受講生負担とする。	
解約・返金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講決定通知書発送後の受講者都合によるキャンセルには応じない。</li> <li>・納入の受講料及びその他費用は一切返還しない。</li> </ul> <p>ただし、受講途中に当センターならびに実地研修実施機関の判断で受講を中止した場合、新型コロナウイルス感染症の影響による受講が困難となり本校が認めた場合は返金に応じる場合がある。</p>	
受講申込の手続きについて	必要事項記入の上、受講申込書を受付期間内に郵送又は法人ホームページから申し込む。	
受講者決定の方法について	受講決定については、先着順又は研修委員会にて選考の上決定し、決定通知書を書面にて郵送する。	

#### 4 受講にあたっての注意事項等

遅刻・早退・欠席の取扱いについて	遅刻	<p>原則認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等や体調の急変などの事情によりやむを得ないと判断された場合、始業時刻より 15 分までは認める。</li> <li>・公共交通機関による遅刻については、遅延証明書を以て、始業時刻より 15 分まで遅刻として取り扱う。</li> </ul>
	早退	<p>原則認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不慮の事故や天災地変が生じた場合は早退可能。</li> </ul>
	欠席	終日欠席、または、当該研修機関の授業の 9 割以上の遅刻早退の場合、欠席扱いとする。
補講について	実施の有無	有 ・ 無
	補講の方法	授業時間数が不足した場合や、筆記試験 (再試) 不合格の場合、演習試験不合格の場合は別日程を設定し実施する。
	補講の費用 (税込み)	補講料 5,000 円 / 日 (修了評価試験を含む)

<p>評価方法について</p>	<p>1. 基本研修（講義）の修了評価方法          所定のカリキュラムをすべて受講した者が筆記試験を受験できるものとし、筆記試験の総正解率が9割以上の者を合格とする。          9割に満たない者は再試験を受講できるものとする。</p> <p>2. 基本研修（演習）の修了評価方法          演習指導講師の指導の下で演習シミュレーター、人体解剖模型、その他演習に必要な機器を用いて演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を習得していることを、演習指導講師が評価する。</p> <p>3. 実地研修の修了評価方法          実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を封徳していることを、実施研修指導講師が評価する。</p> <p>評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や役割分担、医師の文書による指示等の条件の下で実施されることを念頭においた基本研修（演習）又は実施研修を実施した上で行う。</p>
<p>評価方法について</p>	<p><b>【基本研修判定基準】</b>          省令で定める修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の演習を実施した上で「基本研修（演習）評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の終了を認める。</p> <p><b>【実地研修判定基準】</b>          修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合であって、下記（1）、（2）のいずれも満たす場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行う。</p> <p>（1）当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること          （2）当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。</p>
<p>修了認定の方法について</p>	<p>上記審査により、講義等において習得すべき知識及び技術を習得したと認められた受講者に対して修了証明書を交付する。</p>
<p>受講の取消しについて</p>	<p>次に該当する者は、受講の決定を取り消す場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込時に虚偽の申請を行った場合。</li> <li>・期日までに受講料の入金をしなかった場合。</li> <li>・無断で遅刻・早退・欠席をした場合。</li> <li>・カリキュラムの進行を妨げる等、意図的な行為を行った場合。</li> <li>・学習意欲の低下が著名な場合。</li> <li>・本校内外問わず、他の受講生、関係者への迷惑行為を行った場合。</li> <li>・秘密保持契約の違反する行為があったと判明した場合。</li> </ul>

## 5 その他

### (1) 研修委員会の設置

当該研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、連携する医師、研修講師、その他関係者等により構成される「喀痰吸引等研修実施委員会」を設置する。

#### ○委員会構成メンバー

研修担当責任者（医師）、演習指導講師（看護師）、実地研修指導講師（看護師）、研修センター長、事務担当職員

#### ○研修委員会の内容

毎年度の第1回目の研修の募集通知2ヶ月前に開催するのものとし、その他検討が必要な事例が発生した場合に随時開催するものとする。

検討内容は以下の事項とする。

- ・毎年度の研修計画に関すること
- ・受講生の進捗状況の管理に関すること
- ・修得程度の審査方法（筆記試験、演習評価方法、実地研修評価方法）
- ・実地研修における安全管理体制に関する事項
- ・その他必要な事項

### (2) 安全管理のための体制

- ・実地研修機関において、的確な医学管理及び安全管理体制が確保できる環境を整える。
- ・実地研修にあたり、書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはそのご家族等（以下「実地研修協力者」という。）の書面による同意承認（同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続きの確保を含む。）を得る。
- ・実地研修の実施において、ヒヤリ・ハット事例を蓄積し、研修委員会で、安全管理体制について協議する。また、講義・演習時に事例紹介し注意喚起を行うものとする。
- ・事故発生時の対応として、関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び検討、記録書の保存を行う。
- ・損害賠償保険制度（実地研修を保険対象に含むもの）に加入し、実地研修の実施における安全確保措置として適切な対応を図る。ただし、故意や過失による破損や紛失については、本人の実費弁償とする。

### (3) 業務に関して知り得た秘密の保持

- ・受講生は、実地研修協力者の個人情報等の秘密の保持を徹底するため、誓約書を作成する。
- ・研修機関が知りえた本研修における業務に係るすべての個人情報の秘密保持を原則とし、周知徹底を図る。
- ・喀痰吸引等登録研修機関の登録、更新、変更に係る申請書、届出書及び添付書類並びに修了者管理名簿等の関係帳簿類は永年保存とし、その他関係書類の保存は5年間とする。
- ・関係書類の保存は施錠できる書棚に保管し、書棚の鍵はセンター長が管理する者とする。電子媒体の保存は、保存媒体を固定化し、ID、パスワードにて管理する。
- ・関係書類の廃棄は、紙媒体は焼却又は粉砕するものとし、電子媒体は復元することができない方法により確実に消去する。
- ・研修開始後、受講の進捗状況を愛知県へ報告するものとし、研修終了後1ヶ月以内に修了者名簿を愛知県へ提出する。
- ・登録研修機関を廃止する場合は、修了者名簿を愛知県に引き継ぐものとする。

#### (4) 研修の延期・中止及び苦情への対応

本研修において、天変地異が生じた場合、事故等により公共交通機関が遮断された場合等の延期・中止等の不慮の事態が生じた場合、次に掲げることにより対応するものとする。

**【研修の延期の場合】**

受講生に対し新たな日程を提示する。

**【その他不慮の事態の場合】**

関係各法令に基づいて対応するものとする。

苦情等に対する窓口

住所：愛知県豊川市御津町赤根山田12番地

電話：0533-75-2800

担当：社会福祉法人寿宝会本部